



# 島根県報

令和4年8月12日（金）

号外第89号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（3件）

（ ” ） 4

# 告 示

## 島根県告示第567号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	松江木次線	松江市乃木福富町舟附291番10地先から同番16地先まで	前	メートル 22.50	メートル 8.00	松江県土整備事務所	開発行為 拡幅
			後	22.50～ 32.00	8.00		
〃	三瓶山公園線	大田市大田町大田イ1395番5地先から同番3地先まで	前	16.34～ 22.26	45.04	県央県土整備事務所大田事業所	災害防除工事 拡幅
			後	22.19～ 26.59	45.04		

## 島根県告示第568号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	仁摩邑南線	邑智郡川本町久座仁257番1地先から同264番7地先まで	前	メートル 7.00～ 11.00	メートル 29.00	交通安全工事 拡幅
			後	7.00～ 20.00	29.00	

## 島根県告示第569号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	邑智郡邑南町市木96番地先から同182番4地先まで	メートル 186.17	令和4年 8月12日	県央県土整備 事務所	
〃	仁摩邑南線	大田市祖式町2900番5地先から同町2651番2地先まで	80.78	令和4年 8月12日	県央県土整備 事務所大田事 業所	

## 島根県告示第570号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字久座仁257番1地先から同264番7地先まで	メートル 29.00	令和4年 8月12日	県央県土整備事務所	

## 島根県告示第571号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町西村石山311番5地先から同町西村松尾1180番2地先まで	メートル 188.00	令和4年 8月12日	隠岐支庁県土整備局	